

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成28年8月10日
【四半期会計期間】	第109期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）
【会社名】	株式会社西京銀行
【英訳名】	THE SAIKYO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 平岡 英雄
【本店の所在の場所】	山口県周南市平和通一丁目10番の2
【電話番号】	（0834）31 - 1211（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部主計部長 林 真司
【最寄りの連絡場所】	広島市南区的場町一丁目3番7号 株式会社西京銀行 広島支店
【電話番号】	（082）261 - 7141（代表）
【事務連絡者氏名】	広島支店長 河村 唯志
【縦覧に供する場所】	株式会社西京銀行 福岡支店 （福岡市博多区博多駅前三丁目4番2号） 株式会社西京銀行 広島支店 （広島市南区的場町一丁目3番7号）

（注）広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため四半期報告書の写しを備えるものであります。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成27年度 第1四半期連結累計期間	平成28年度 第1四半期連結累計期間	平成27年度
		(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
経常収益	百万円	6,886	6,504	25,464
経常利益	百万円	2,071	1,235	5,977
親会社株主に帰属する四 半期純利益	百万円	1,416	797	-
親会社株主に帰属する当 期純利益	百万円	-	-	4,070
四半期包括利益	百万円	1,674	542	-
包括利益	百万円	-	-	1,847
純資産額	百万円	48,480	48,445	48,645
総資産額	百万円	1,178,907	1,273,761	1,225,845
1株当たり四半期純利益 金額	円	15.49	8.64	-
1株当たり当期純利益金 額	円	-	-	43.67
潜在株式調整後1株当た り四半期純利益金額	円	13.72	7.72	-
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額	円	-	-	39.44
自己資本比率	%	4.10	3.79	3.95

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第1四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計 - (四半期)期末非支配株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、(株)ジェイ・モーゲージバンクの株式の一部を譲渡し、同社を持分法適用の範囲から除外しておりますが、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、英国のEU離脱決定による世界的な先行き不透明感の高まりで急速に進行した円高、株安の影響から消費が伸び悩む状態となりました。

こうした中、当行は中期経営計画～一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを～（計画期間：平成28年4月～平成31年3月）に掲げる施策に取組み、当第1四半期連結累計期間の業績は以下のようになりました。

連結経常収益は、貸出金利息は増加しましたが、株式等売却益等が減少したことから、前年同四半期より3億81百万円（5.54%）減少し65億4百万円となりました。

連結経常費用は、預金残高の増加による預金利息の増加や貸倒引当金繰入額の増加により、前年同四半期より4億54百万円（9.43%）増加し52億69百万円となりました。

以上により、連結経常利益は前年同四半期より8億35百万円（40.35%）減益の12億35百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は、6億19百万円（43.72%）減益の7億97百万円となりました。

財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における財政状態は、預金につきましては、各種キャンペーン商品がご好評をいただき、前連結会計年度末より349億円（3.05%）増加し、1兆1,771億円となりました。

貸出金につきましては、前連結会計年度末より78億円（0.86%）増加し、9,166億円となりました。

有価証券につきましては、外国債券を中心に前連結会計年度末より30億円（1.44%）増加し、2,154億円となりました。

以上を主因として、当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末より479億円（3.90%）増加し、1兆2,737億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支につきましては、国内業務部門において貸出金利息の増加により前年同四半期より494百万円（11.80％）の増益となりましたが、国際業務部門において有価証券利息配当金が減少したことから前年同四半期より221百万円（78.26％）の減益となり、相殺消去後の合計においては225百万円（5.10％）の増益となりました。

役務取引等収支につきましては、住宅ローンの増加に伴い団体信用生命保険料が増加したこと等から国内業務部門において前年同四半期より37百万円損失が増加し、相殺消去後の合計においても42百万円損失が増加しました。

その他業務収支につきましては、国内業務部門において国債等債券売却益が減少したことから前年同四半期より57百万円（74.77％）の減益となり、相殺消去後の合計においても23百万円（31.30％）の減益となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	4,193	282	53	4,422
	当第1四半期連結累計期間	4,688	61	101	4,648
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	4,829	292	104	5,017
	当第1四半期連結累計期間	5,539	81	196	5,425
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	635	10	51	594
	当第1四半期連結累計期間	851	20	95	776
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	210	0	25	235
	当第1四半期連結累計期間	248	0	30	277
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	941	1	25	916
	当第1四半期連結累計期間	1,006	1	30	977
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	1,151	0	0	1,151
	当第1四半期連結累計期間	1,254	0	0	1,254
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	76	0	-	76
	当第1四半期連結累計期間	19	32	-	52
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	78	-	-	78
	当第1四半期連結累計期間	21	32	-	54
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	1	0	-	1
	当第1四半期連結累計期間	1	-	-	1

（注）1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2．資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前第1四半期連結累計期間 1百万円 当第1四半期連結累計期間 2百万円）を控除して表示しております。

3．相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益につきましては、個別信用購入あっせん業務や預金・貸出業務に係る役務取引等収益が増加したことにより、国内業務部門において前年同四半期より65百万円（6.95％）の増収となり、相殺消去後の合計においても60百万円（6.63％）の増収となりました。

役務取引等費用につきましては、住宅ローンを含む消費性ローンの増加に伴い、団体信用生命保険料や支払保証料が増加したことにより、国内業務部門において前年同四半期より102百万円（8.92％）増加し、相殺消去後の合計においても103百万円（8.94％）の増加となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	941	1	25	916
	当第1四半期連結累計期間	1,006	1	30	977
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	278	0	0	278
	当第1四半期連結累計期間	316	0	0	316
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	95	0	0	96
	当第1四半期連結累計期間	85	1	0	86
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	11	-	-	11
	当第1四半期連結累計期間	21	-	-	21
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	256	-	-	256
	当第1四半期連結累計期間	171	-	-	171
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	15	-	-	15
	当第1四半期連結累計期間	17	-	-	17
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	2	-	-	2
	当第1四半期連結累計期間	14	-	-	14
うち個別信用購入あっせん業務	前第1四半期連結累計期間	249	-	-	249
	当第1四半期連結累計期間	347	-	-	347
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	1,151	0	0	1,151
	当第1四半期連結累計期間	1,254	0	0	1,254
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	0	0	0	0
	当第1四半期連結累計期間	0	0	0	0

（注）1．国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2．相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第1四半期連結会計期間	1,086,578	750	684	1,086,645
	当第1四半期連結会計期間	1,171,509	6,814	1,127	1,177,197
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	358,592	-	383	358,209
	当第1四半期連結会計期間	374,918	-	806	374,111
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	722,787	-	300	722,487
	当第1四半期連結会計期間	792,582	-	320	792,262
うちその他	前第1四半期連結会計期間	5,197	750	-	5,948
	当第1四半期連結会計期間	4,008	6,814	-	10,823
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	16,700	-	-	16,700
	当第1四半期連結会計期間	3,500	-	-	3,500
総合計	前第1四半期連結会計期間	1,103,278	750	684	1,103,345
	当第1四半期連結会計期間	1,175,009	6,814	1,127	1,180,697

（注）1．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2．定期性預金＝定期預金＋定期積金

3．国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

4．相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

国内店貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第 1 四半期連結会計期間		当第 1 四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比（％）	金額(百万円)	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	834,519	100.00	916,635	100.00
製造業	38,870	4.66	39,627	4.32
農業，林業	505	0.06	529	0.06
漁業	50	0.01	96	0.01
鉱業，採石業，砂利採取業	521	0.06	346	0.04
建設業	37,966	4.55	42,072	4.59
電気・ガス・熱供給・水道業	13,595	1.63	14,360	1.57
情報通信業	1,466	0.18	1,166	0.13
運輸業，郵便業	11,515	1.38	11,526	1.26
卸売業，小売業	45,047	5.40	44,316	4.83
金融業，保険業	50,468	6.05	48,154	5.25
不動産業，物品賃貸業	193,425	23.18	243,615	26.58
学術研究，専門・技術サービス業	2,268	0.27	2,497	0.27
宿泊業	2,255	0.27	2,022	0.22
飲食業	6,279	0.75	6,414	0.70
生活関連サービス業，娯楽業	7,445	0.89	9,585	1.05
教育，学習支援業	1,388	0.17	1,382	0.15
医療・福祉	29,656	3.55	31,227	3.41
その他のサービス	12,280	1.47	13,978	1.52
地方公共団体	69,176	8.29	56,129	6.12
その他	310,334	37.18	347,585	37.92
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	834,519	—	916,635	—

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	297,000,000
第一種優先株式	3,000,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	10,000,000
計	325,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	92,824,057	92,824,057	非上場	単元株式数 1,000株
第一種優先株式	2,280,000	-	非上場	(注)1
第二種優先株式	-	5,000,000	非上場	(注)2
計	95,104,057	97,824,057	-	-

(注)1 第一種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数 1,000株

2. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

当銀行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株当たり、第一種優先株式の払込金額（1,000円）に対し、年率3.50％に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成21年3月31日に終了する事業年度にあっては平成20年6月30日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1カ月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第一種優先配当金」という。）。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に支払われた剰余金の配当の合計額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

3. 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株当たりの残余財産分配額として、1,000円を限度に金銭を支払う。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 種類株主総会

当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、第一種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当銀行は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の分割または併合を行わない。

当銀行は、第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

7. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

第一種優先株主は、下記第(1)に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)に定める条件で、当銀行が第一種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成23年7月1日から平成28年6月30日まで

(2) 取得の条件

第一種優先株式は、次に定める条件により当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行に取得させることができる。なお、第一種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = (第一種優先株主が取得を請求した第一種優先株式の払込金額の総額) ÷ 取得価額

取得価額

イ 当初取得価額

当初取得価額は、191円とする。

ロ 取得価額の調整

(a) 当銀行は、第一種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1カ月前の日における当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除したものとす。取得価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。取得価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)および(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(iii)で定める対価の額とする。

(b) 取得価額調整式により第一種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含み、当銀行の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）

調整後の取得価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当銀行普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の取得価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに調整前の取得価額を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または調整前の取得価額を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の取得価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。本(iii)における「対価」とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- (c) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

- (d) 上記(b)に定める取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当銀行取締役会が合理的に判断するときには、当銀行は、必要な取得価額の調整を行う。

(i) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

- (ii) その他当銀行の発行済普通株式の株式数の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

- (e) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満の場合は、取得価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後に取得価額の調整を行う場合には、調整前取得価額は当該差額を差し引いた額とする。

8. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定めを有しています。

(注) 2 第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数 1,000株

2. 第二種優先配当金

(1) 第二種優先配当金の額

当銀行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）又は第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」といい、第二種優先株主とあわせて「第二種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主とあわせて「普通株主等」という。）に先立ち、第二種優先株式1株当たり、第二種優先株式の払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、年率2.00%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成29年3月31日に終了する事業年度にあつては平成28年7月19日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1カ月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第二種優先配当金」という。）。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第二種優先株主等に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第二種優先株主等に対しては、第二種優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

3. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第二種優先株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

(1) 第二種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

(2) 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成33年7月20日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第二種優先株主等に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、当銀行が第二種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第二種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

6. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、平成38年7月21日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当銀行に取得されていない第二種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当銀行は、第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

イ. 一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において、当銀行の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）をしている場合

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場をいう。）における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

ロ. 上記イ. 以外の場合

一斉取得日における連結BPS（以下に定義する。以下同じ。）とする。「連結BPS」とは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針35項に従い、直近の継続開示書類（直近の当銀行の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書（連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。））に記載の連結財務諸表における貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、非支配株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した1株当たり純資産額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、当該直近の継続開示書類が開示された後において、下記(4)に定める下限取得価額の調整事由が生じた場合においては、下記(4)に定める調整後下限取得価額の計算に

おける「下限取得価額」をいずれも「一斉取得価額」と読み替えて、一斉取得価額を調整するものとする。かかる調整の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、第二種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする（ただし、下記(4)による調整を受ける。）。

(4) 下限取得価額の調整

イ. 第二種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{下限取得価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{下限取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行普通株式数} \\ \text{1株当たり時価} \end{array} + \begin{array}{c} \text{交付普通株式数} \end{array}}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記ハ.(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。））その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、又は、当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。））が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数（ただし、基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるとときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数（効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- ハ. (i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（同日を含む）の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とし、かかる期間において当銀行の普通株式が上場等をしていない場合は、連結BPSとする。
- (ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- (iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)）に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1カ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
- () 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)及び(v)の場合には0円、上記イ.(iii)及び()の場合には価額とする。
- 二. 上記イ.(iii)ないし(v)及び上記ハ.()において「価額」とは、取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。
- (5) 合理的な措置
上記(3)及び(4)に定める下限取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
7. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て
- (1) 分割又は併合
当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第二種優先株式と当銀行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. その他

上記各項は、必要な定款変更及び各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

11. 議決権を有しないこととしている理由

剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勧告し、株主総会において議決権を有しないこととしております。

12. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定めを有しています。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万 円)	資本準備金残 高(百万円)
平成28年4月15日 (注)1	52	93,952	-	12,690	-	4,264
平成28年4月25日 (注)2	157	94,109	-	12,690	-	4,264
平成28年4月27日 (注)3	52	94,161	-	12,690	-	4,264
平成28年5月2日 (注)4	785	94,946	-	12,690	-	4,264
平成28年5月10日 (注)5	157	95,104	-	12,690	-	4,264

(注)1 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式52千株を交付しております。

2 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式157千株を交付しております。

3 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式52千株を交付しております。

4 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式785千株を交付しております。

5 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式157千株を交付しております。

6 平成28年7月19日を払込期日とする第三者割当による増資(第二種優先株式)により、発行済株式総数が5,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,500百万円増加しております。

7 平成28年7月22日に自己株式2,280千株(第一種優先株式)を消却したことにより、発行済株式総数は2,280千株減少しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第 1 四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第 1 四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成28年 3 月31日現在で記載しております。

平成28年 3 月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 2,280,000	-	「 1 (1) 発行済株式」 の「内容」の記載を参照
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 221,000	-	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる 株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 90,855,000	90,855	同上
単元未満株式	普通株式 543,869	-	-
発行済株式総数	93,899,869	-	-
総株主の議決権	-	90,855	-

【自己株式等】

平成28年 3 月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通一丁 目10番の 2	221,000	-	221,000	0.23
計	-	221,000	-	221,000	0.23

(注) 無議決権株式のうち、第一種優先株式30,000株は自己株式であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

- 1．当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
現金預け金	63,300	93,847
買入金銭債権	1,175	1,073
商品有価証券	38	36
金銭の信託	3,988	3,996
有価証券	2 212,425	2 215,490
貸出金	1 908,749	1 916,635
外国為替	424	269
その他資産	14,161	21,119
有形固定資産	11,375	11,279
無形固定資産	2,789	2,748
繰延税金資産	166	225
支払承諾見返	11,062	10,818
貸倒引当金	3,810	3,780
資産の部合計	1,225,845	1,273,761
負債の部		
預金	1,142,287	1,177,197
譲渡性預金	-	3,500
借入金	2,332	12,328
社債	11,100	11,100
その他負債	5,812	6,092
退職給付に係る負債	2,960	2,937
役員退職慰労引当金	257	1
睡眠預金払戻損失引当金	332	264
利息返還損失引当金	5	7
偶発損失引当金	137	155
再評価に係る繰延税金負債	912	911
支払承諾	11,062	10,818
負債の部合計	1,177,200	1,225,315
純資産の部		
資本金	12,690	12,690
資本剰余金	10,300	10,300
利益剰余金	18,137	18,195
自己株式	75	77
株主資本合計	41,052	41,108
その他有価証券評価差額金	6,493	6,208
繰延ヘッジ損益	12	8
土地再評価差額金	1,551	1,550
退職給付に係る調整累計額	551	527
その他の包括利益累計額合計	7,480	7,223
非支配株主持分	111	113
純資産の部合計	48,645	48,445
負債及び純資産の部合計	1,225,845	1,273,761

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)
経常収益	6,886	6,504
資金運用収益	5,017	5,425
(うち貸出金利息)	4,230	4,695
(うち有価証券利息配当金)	763	703
役務取引等収益	916	977
その他業務収益	78	54
その他経常収益	1,874	1,48
経常費用	4,815	5,269
資金調達費用	596	779
(うち預金利息)	500	706
役務取引等費用	1,151	1,254
その他業務費用	1	1
営業経費	2,951	3,072
その他経常費用	2,113	2,160
経常利益	2,071	1,235
特別利益	0	0
固定資産処分益	0	0
特別損失	4	7
固定資産処分損	4	-
関係会社株式売却損	-	7
税金等調整前四半期純利益	2,066	1,228
法人税等	649	429
四半期純利益	1,416	799
非支配株主に帰属する四半期純利益	0	2
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,416	797

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	1,416	799
その他の包括利益	257	256
その他有価証券評価差額金	238	284
繰延ヘッジ損益	5	3
退職給付に係る調整額	14	24
四半期包括利益	1,674	542
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,674	540
非支配株主に係る四半期包括利益	0	2

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

当第1四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）

持分法適用の範囲の重要な変更

㈱ジェイ・モーゲージバンクは、当行が同社株式の一部を譲渡したため、当第1四半期連結会計期間において持分法適用の範囲から除外しております。

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による四半期連結財務諸表への影響は軽微であります。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

当第1四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）

税金費用の処理

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

また、金額的影響の軽微な連結子会社の税金費用は、税引前四半期純利益に前年度の損益計算書における税効果会計適用後の法人税等の負担率を乗じることにより算定しております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

（役員退職慰労金制度の廃止）

当行は、平成28年6月24日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。これに伴い、当行の「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給に伴う未払額269百万円を「その他負債」に含めて表示しております。

なお、一部の連結子会社につきましては引き続き役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を「役員退職慰労引当金」に計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 . 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30日)
破綻先債権額	752百万円	620百万円
延滞債権額	14,058百万円	14,382百万円
3 ヶ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円
貸出条件緩和債権額	666百万円	671百万円
合計額	15,477百万円	15,674百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2 . 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 6 月30日)
	50百万円	50百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 . その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)
株式等売却益	603百万円	3百万円
金銭の信託運用益	9百万円	8百万円

2 . その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)
貸倒引当金繰入額	- 百万円	59百万円
株式等売却損	2百万円	0百万円
株式等償却	2百万円	19百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 1 四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)
減価償却費	178百万円	212百万円
のれんの償却額	19百万円	19百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月 25日 定時株主総会	普通株式	593	6.50	平成27年3月 31日	平成27年6月 26日	利益剰余金
	第一種優先 株式	79	35.00	平成27年3月 31日	平成27年6月 26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月 24日 定時株主総会	普通株式	639	7.00	平成28年3月 31日	平成28年6月 27日	利益剰余金
	第一種優先 株式	78	35.00	平成28年3月 31日	平成28年6月 27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業務以外に一部で債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務等の業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. 企業集団の事業の運営において重要なものであるため開示しております。
2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結会計期間(平成28年6月30日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	5,298	10,734	5,435
債券	147,767	149,922	2,155
国債	91,567	92,334	767
地方債	28,564	29,644	1,080
社債	27,635	27,943	307
外国債券	25,221	25,462	240
その他	21,710	22,880	1,170
合計	199,999	209,000	9,001

当第1四半期連結会計期間(平成28年6月30日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	5,298	10,267	4,968
債券	147,155	149,719	2,563
国債	91,898	93,009	1,111
地方債	27,752	28,866	1,113
社債	27,504	27,843	338
外国債券	28,373	28,608	235
その他	22,714	23,591	877
合計	203,542	212,187	8,644

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については当第1四半期連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、33百万円(株式33百万円)であります。

当第1四半期連結累計期間において減損処理した有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また、25%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	円	15.49	8.64
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益金額	百万円	1,416	797
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額	百万円	1,416	797
普通株式の期中平均株式数	千株	91,387	92,200
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	円	13.72	7.72
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	11,816	10,975
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		---	---

(重要な後発事象)

(第三者割当による第二種優先株式の発行)

当行は、平成28年5月11日開催の取締役会において、第三者割当による第二種優先株式の発行を決議しております。また、平成28年6月24日開催の定時株主総会後の取締役会において最終的に以下のとおり決定しております。なお、取締役会の決定のとおり、平成28年7月19日を払込期日として払込を受け、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ2,500百万円増加しております。

1. 第二種優先株式の概要

(1)募集株式の名称	株式会社西京銀行第二種優先株式		
(2)募集株式	5,000,000株		
(3)発行価額	1株につき1,000円		
(4)募集株式の払込金額の総額	5,000,000,000円		
	増加する資本金の額	2,500,000,000円	
	増加する資本準備金の額	2,500,000,000円	
(5)募集方法	第三者割当の方法により、当行お取引のお客さまを中心に割り当てを行います。		
(6)払込期日	平成28年7月19日（火）		
	（申込期間 平成28年7月11日から平成28年7月19日まで）		

2. 手取金の使途

募集株式の払込金額から発行諸費用を差し引いた手取金については、平成28年7月19日に行った第一種優先株式の取得に使用したほか、当行グループの財務基盤の強化のため、平成28年9月期において、全額を地元中小企業等向け貸出金等運転資金に充当する予定であります。

(第一種優先株式取得及び消却)

当行は、平成28年5月11日開催の取締役会において、第一種優先株式の取得及び消却を以下のとおり決議しております。なお、当該取得は、当行定款第13条第9項の規定による金銭を対価とする取得(強制償還)であり、平成28年7月19日に取得を行っております。

1. 取得の理由

自己資本の質の向上を図ることを目的といたします。なお、上記(第三者割当による第二種優先株式の発行)に記載のとおり、第一種優先株式の取得資金は、第三者割当による第二種優先株式の調達資金の一部を充当いたします。

2. 取得の内容

(1)取得対象株式の種類	株式会社西京銀行第一種優先株式
(2)取得対象株式の総数	2,020,000株
(3)取得価額	1株につき1,000円
(4)取得価額の総額	2,020,000,000円
(5)取得日	平成28年7月19日(火)

3. その他

取得した第一種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、平成28年7月22日に消却しております。なお、取得した第一種優先株式の消却により、資本剰余金が2,020百万円減少しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 9 日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下西 富男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。